

# 八幡平市木造住宅耐震改修工事助成事業のご案内

地震発生時における木造住宅の倒壊などによる災害を防止するため、耐震改修工事を実施する方に対し、次のとおり補助金を交付します。

## 1. 対象住宅 ※すべての要件を満たすこと。

- ① 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅  
※増築した場合は、増築の時期・方法等により対象外となる場合があります。
- ② 在来軸組工法又は伝統工法の戸建住宅（持家、貸家を問わない。）
- ③ (一財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく耐震診断を実施した住宅
- ④ 耐震補強設計等および改修工事の契約を行う前の住宅

## 2. 対象者 ※すべての要件を満たすこと。

- ① 対象住宅を所有し、耐震改修工事を行う方（法人を除く。）
- ② 市税を滞納していない方

## 3. 対象工事 ※いずれかの要件を満たすこと。

- ① 耐震診断の結果、判定値が1.0未満と診断された住宅について、判定値を1.0以上とする耐震改修工事
- ② 耐震診断の結果、重大な地盤・基礎の注意事項の指摘があった住宅について、注意事項を改善する耐震改修工事（工事後において判定値が1.0以上となるものに限る。）

## 4. 対象経費

- ① 耐震改修工事費
- ② 耐震改修工事を行うために必要な既存仕上などの撤去及び再仕上げなどに要する工事費
- ③ 耐震改修工事に係る補強設計等費、工事監理費及び改修計画に要する費用

## 5. 補助金の額

対象経費の4/5に相当する額

（上限100万円、ただし建築基準法施行細則（昭和47年規則第12号）第15条第1項に規定する多雪区域で利用する場合は上限120万円）

## 6. 注意事項

- ① **対象工事の契約前に申請を行ってください。（事前にご相談ください）**  
**※交付決定前に工事契約した場合は、交付対象外となります。**
- ② 工事の完了の日から起算して30日を経過した日または申請年度の3月15日のいずれか早い日までに、完了実績報告書を提出してください。

## 7. 申請、問い合わせ先

八幡平市役所建設課建築係 電話 0195-74-2111（内線1307）

## 《手続きのながれ》

### ① 申請

工事契約前に、次の書類をご提出ください。

- ①補助金交付申請書
- ②建築年月日を確認できる書類（固定資産証明書等）
- ③耐震診断結果報告書の写し
- ④耐震改修工事計画書
  - ア 案内図、平面図
  - イ 改修計画図、その他改修方法を示す図書
  - ウ 耐震改修後の建物についての耐震診断の総合判定  
※建築士の記名、押印のあるもの
- ⑤見積書（耐震改修工事とその他工事を分けたもの）  
※施工業者または建築士の記名、押印のあるもの
- ⑥納税証明書（全ての税目の最新年度分）  
※納税がない場合は、[滞納がないことの証明書](#)
- ⑦対象住宅の所有者がわかる書類  
※上記②で確認できる場合は不要です。

### 交付の決定

申請書類を審査し、交付決定通知書を送付します。

### ② 契約・着手

「交付決定通知書」が届きましたら、速やかに工事契約を行い、工事に着手してください。

### ③ 変更等

計画の変更や工事を中止(廃止)する場合は、次の書類をご提出ください。

- (変更する場合) ①変更承認申請書  
②変更後の上記申請書類④⑤
- (中止する場合) ①廃止(中止)届

### ④ 完了報告

工事完了後30日以内に、速やかに次の書類をご提出ください。

**【提出期限：申請年度の3月15日】** ※今年度は3月13日までです。

- ①完了実績報告書
- ②工事請負契約書の写し（原本証明のあるもの）
- ③工事費請求書または領収書の写し（施工業者が発行したもの）
- ④工事写真（耐震改修工事の内容が確認できるもの）
- ⑤耐震改修工事計画書に基づき施工されたことを証する書面  
※建築士の記名、押印のあるもの

### 交付金額の確定

報告書類を審査し、確定通知書を送付します。

### ⑤ 請求

「交付額確定通知書」が届きましたら、次の書類をご提出ください。

- ①補助金支払請求書

### 補助金の交付

指定の口座に補助金が振り込まれます。